



機関紙

かわら版

No.64
2023.8



女満別空港の飛行機とひまわり畑

目次

1	新会長ご挨拶	2
2	新副会長ご挨拶	3 ~ 4
3	新体制、委員会担当理事紹介	5
4	新人社会福祉士の紹介	6
5	ベテラン社会福祉士の視点	7 ~ 8
6	地区支部からのお知らせ	9
7	Breaktime ~三択クイズ~	10
	事務局からのお知らせ	10

— 会員の動向（7月31日現在） —

- 総会員数 1,848名
- 入会率 14.38%
- 新入会員数（転入含） 88名（累計）
- 退会員数（転出含） 6名（累計）

発行人 出町 勇人
発行所 事務局
編集 企画総務委員会
(委員長 綱淵 美穂)

— 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント



公式Facebook（フェイスブック）
(<https://www.facebook.com/hokkaidocsw/>)



〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314

メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

【新会長 ご挨拶】

公益社団法人
北海道社会福祉士会
会長 出町 勇人



会員みなさま、こんにちは。

本年6月24日に開催されました第25回定時総会にて理事に選出され、同日の臨時理事会において会長に重任されました出町勇人です。よろしくお願いいたします。

私は、今回2期目の重責を担うにあたり、安定した運営に欠かせないとの思いから、前期2年間、共に会の運営にリーダーシップをもって支えてくださった今井敦さん、岩佐宏希さん、澤田憲一さんの3名に、引き続き副会長就任をお願いしたところ、快くお引き受けくださいました。また、前会長であり日本社会福祉士会理事を務められる神内秀之介さんを相談役としてお迎えすることができたことは心強い限りです。

清野光彦、竹田匡両前相談役におかれましては、これまで未熟な私たちを常に気にかけて、優しくも時に厳しく助言してくださいました。あらためて深甚なる感謝の意を表します。

さて、本会の今期運営体制ですが、前期に引き続き16名の理事をもって運営に当たります。定款に規定する最小定数という厳しさの中、担うべき業務は質・量ともに負担が増していることを実感します。この状況を悲観するのではなくポジティブにとらえ、正副会長、また理事同士で、コミュニケーションを大切にしながら真摯に運営に努めることをお誓いする次第です。

私は、会長に就任するにあたり、理事の負担軽減、東北ブロックとの連携強化、つながりの回復の3つに取り組むべき課題として掲げさせていただきました。

理事の負担軽減においては、業務の見直しや進め方の合理化、理事間の負担偏重の是正などに取り組むとともに、次期にバトンタッチするまでに、理事定数の上限である20名まで体制を充実させることができるよう、各支部と連携し、道士会の運営に携わる次世代人材の育成に努めます。

東北ブロックとの連携強化については、日本社会福祉士会のブロック構成としては、北海道が単一のブロックとなっておりますが、昨年、岩手県が主管となって行われた研修大会に参加するなど、さまざまな機会を通してお互いの関係が醸成されつつあります。団体の運営としては独立を保ちながらも、良さを学びあい、補い合うことができるよう積極的につながりたいと思います。

また、理事同士、支部同士、会員同士など、さまざまなレベルでのつながりの回復を追求したいとも思っています。2020年から始まったコロナ禍においては、コミュニケーションのあり方が劇的に変化を遂げました。オンラインを活用することで負担軽減を図りつつ、フェイストゥフェイスの関係構築の機会を充実させ、会員相互の信頼を作り出す取り組みを積極的に進めていきます。

会員の皆様のご協力、また積極的なご参加をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

【新副会長 ご挨拶】

副会長 今 井 敦

この度、前任期に引き続き、北海道社会福祉士会の副会長を務めさせていただくことになりました、今井と申します。

道北地区(旭川)の地域包括支援センターで勤務しており、理事としては3期目となります。6月に開催されました定時総会におきまして、理事としての信任をいただき、ありがとうございました。

今任期については、「現場実習指導者研修委員会」、「地域包括支援センター支援委員会」と今年度から新設された「虐待対応専門職チーム運営委員会」の3つの委員会及び本会の財務関係の担当をさせていただくことになりました。

本会は約1,800名の会員で構成される団体であり、会員の皆様の様々なニーズに応えていけるような活動が必要であると実感しており、皆様が日々、地域の中で実践されている活動に対し、本会としてもその活動の一翼を担うことができるよう、また、理事会の動きがしっかりと見えるような組織運営を行い、7つの地区支部とスムーズな情報交換ができるよう心掛けていきたいと思っています。

併せて、社会福祉士の活躍の場がさらに広がるよう、職能団体の役割や社会福祉士の魅力を地域・関係機関に対して発信する、普及・啓発の活動も必要だと考えております。

私個人では微力ではありますが、出町会

長、岩佐副会長、澤田副会長、12名の理事、そして何より会員のみなさまと一緒に取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



副会長 岩 佐 宏 希

私はこのたび北海道社会福祉士会副会長の職をさせていただくことになりました岩佐宏希と申します。現在は七飯町(道南地区支部)で独立型社会福祉士事務所を運営しております。理事としては3期目となり、副会長としては2期目となります。前任期ではぱあとなあ北海道運営委員会と司法分野との連携特別委員会の担当をさせていただき、今期も引続き担当をさせていただくことになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりさまざまな制約の中で行われてきた北海道社会福祉士会の活動ではありますが、オンラインを活用しての活動を経て、徐々に対面での研修会や会議ができるようになりました。対面での会議や研修会は会員同士がつながることができる良い機会となることでしょう。

今、社会福祉士は様々な分野で活躍し、社会福祉士への期待は年々高まっています。社会福祉士が受任している成年後見人等の数も年々増加しています。また、受任している事案の状況をみると、複雑な課題を抱えた事案が増えてきており、受任する社会福祉士にはより質の高い支援が求めら

れる状況にもなっています。社会福祉士への期待に応えるべく、今一度倫理綱領、行動規範に立ち返り、支援の質を高めていく必要があると考えています。

最後になりますが、今後も会長や副会長、理事の皆様と協力しながら会員の皆様にとってメリットが実感できる会となるよう努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。



副会長 澤 田 憲 一

引き続き副会長を拝命しました釧根地区支部の澤田です。北海道の理事としては3期目になります。現職は、別海町役場福祉課で、主に障がい福祉や地域福祉関係の業務を行っています。

副会長として担当する委員会は、企画総務委員会、障がい者等地域生活支援委員会、生活困難者支援委員会と子ども未来部会です。

前任期では、新型コロナウイルス感染症の流行がくすぶり、ほぼオンライン中心の活動に制限された2年間でしたが、本年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行され、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、ようやく収束の兆しが見えてきました。

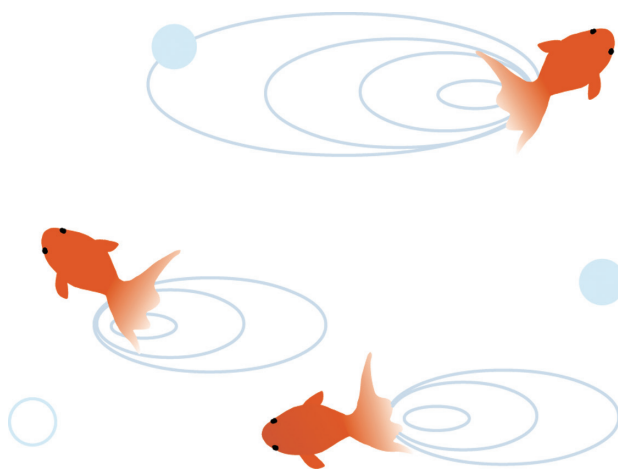
徐々に参集の機会が増えてきた中で、オンラインによる移動時間や費用がかからない等の負担の少なさや参加のしやすさを実感すると同時に、直接顔を合わせて話すこ

との重要性も再確認しているところです。

今期につきましては、研修会等の更なる充実や、ハイブリットによるスムーズな会運営、事業の在り方等を引き続き検討していくとともに、会員の皆さまはもとより、まだ入会していない社会福祉士の方々にもメリットを感じてもらえる会となるよう邁進していく所存です。

会員同士が交流できる企画等も検討していますので、開催する際にはぜひ誘い合っ

て参加していただききたいと思います。どこかの会場でお会いする機会があれば名刺交換しましょう。今後ともよろしくお願いいたします。



【新体制、委員会担当理事紹介】

新体制が決まりましたのでお知らせします。

(任期：2023年総会から2025年総会までの2年間)

会 長 出 町 勇 人 (道央地区支部)

副 会 長 今 井 敦 (道北地区支部)、岩 佐 宏 希 (道南地区支部)、

澤 田 憲 一 (釧根地区支部)

内部監事 大 内 高 雄 (道央地区支部)

外部監事 石 塚 慶 如 (札幌弁護士会)

相 談 役 神 内 秀之介 (道北地区支部)

☆は委員長

委員会名	担当正副会長	担当理事	地区支部
企画総務委員会	澤田 憲一	☆ 綱渕 美穂 佐々木祐也 渡辺洋一郎	道北 オホーツク 十勝
子ども未来部会		☆ 佐々木祐也 綱渕 美穂	オホーツク 道北
生涯研修委員会	出町 勇人	☆ 篠原 歩 國松 直人 久保田眞弓 島崎 顕生	日胆 日胆 釧根 道央
ぱあとなあ北海道運営委員会	岩佐 宏希	☆ 多田 委代 北村 満広 近藤 祐二	釧根 道北 道南
現場実習指導者研修委員会	今井 敦	☆ 北村 満広 佐々木祐也	道北 オホーツク
地域包括支援センター支援委員会	今井 敦	☆ 澁谷 昌広 多田 委代	道南 釧根
障がい者等地域生活支援委員会	澤田 憲一	☆ 國松 直人 庄司 圭佑	日胆 十勝
生活困難者支援委員会	澤田 憲一	☆ 渡辺洋一郎 近藤 祐二	十勝 道南
災害対策委員会	出町 勇人	☆ 庄司 圭佑 澁谷 昌広	十勝 道南
司法分野との連携特別委員会	岩佐 宏希	☆ 久保田眞弓 篠原 歩	釧根 日胆
虐待対応専門職チーム運営委員会	今井 敦	☆ 島崎 顕生 近藤 祐二	道央 道南

【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：伏見友紀子（43歳）

所属：道南地区支部

社会福祉法人函館一条

ワークセンター一条



障がい福祉の現場で利用者支援に携わり20年程が経ちました。様々な学びへの興味や関心はありましたが、資格を取得することに対しては、正直あまり関心がありませんでした。その必要性を感じていなかったのだと思います。

しかし、日々支援の現場で過ごす中で、自分自身の様々なライフステージを迎えるたび、人として社会の仕組みや福祉の制度、人間性について学ぶ必要性を感じるようになり、社会福祉士の勉強を始めました。合格までに5年程を要しましたが、毎年試験勉強を繰り返す中で、社会福祉士の役割の奥深さをますます感じるようになっていきました。支援の現場に立ち続け、実践しながら勉強をすることで、理解をより深められた場面がたくさんありました。時間はかかり苦しい思いもしましたが、今では仕事をしながら試験勉強が出来たことがとてもラッキーな経験だったと感じています。

何年経っても、利用者さんと関わる日々を単純に楽しいと感じられる、この場所がとても大好きです。これからも変わらず、チームのみんなと声を出しあって、走って、笑って、利用者さんやそのご家族の時間を大切に思える支援者でありたいです。

社会福祉士会ではたくさんの学びをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：沼山 大悟（28歳）

所属：釧根地区支部

社会福祉法人

北海道社会福祉事業団

根室圏域障がい者総合相談

支援センター「あくせす根室」



札幌にある大学在学中に教員免許取得の勉強のため、ボランティアサークルの先輩に勧められて地域の放課後等デイサービスにアルバイトに行くようになりました。そこで、支援の面白さと奥深さを知ったことが、私が福祉を仕事にしたいと考えたきっかけとなりました。そこから教職から福祉にシフトチェンジをし、北海道社会福祉事業団に就職。翌年H31年に1年遅れで社会福祉士を取得することができました。

大学を卒業して最初の配属として中標津町で働き始めて現在6年目。まだまだ分からないことばかりで、先輩・上司・関係機関の方々に色々教えていただきながら、日々相談員として仕事をしております。昨年、相談支援専門員の初任研修を終えたところで、今まで以上に難しさを感じながら、何が本人にとってより良い支援となるのか？本人中心の支援とは何か？など様々なことを考え続けています。

知らないことやわからないこと、迷うことや悩むことなど、今後も業務をする上で常に出てくるものだと思います。それらを、周りにいる方々と額をつき合わせて考えて行くことはもちろん、社会福祉士の皆さま方とも今後お会いする機会があると思いますので、一緒に頭をひねっていただけたらと考えております。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

【ベテラン社会福祉士の視点】①

氏名：小山 穂積（76歳）
所属：オホーツク地区支部



障がい者施設を利用されている方々の結婚に関わる不妊処置問題が報じられているが、そのもっと以前から障がいのある方々の人権をないがしろにしてきたのは誰なのか。関連して思い出されるのは「旧優生保護法」だ。

旧法の背景には、戦後ベビーブームの食糧難、優生の思想（良質の遺伝形質を保つ）、優劣をつけたがる人間の性があったということ。旧法は「優生上の見地から不良な子孫の出生防止」「母性の生命健康を保護する」を目的とした「国民優生保護法」が前身。遺伝性疾患に加えて知的障害、精神疾患、らい病などを理由とした不妊手術の拡大を認め、強制的な不妊手術も可能としていた。

旧法は1948年（昭和23年）から1996年（平成8年）の差別的条項解除まで、実に48年間に渡る。全国の25,000人の男女に不妊手術、内16,475人が同意なき強制手術、北海道では知事の号令の下、強制手術は全国最多の2,593人に上っている。1975年の高校教科書には「国は国民全体の遺伝素質を改善、向上させるため、国民優生に力を注いでいる」と記述されている。

国は、1998年国連の国際人権規約委員会からの勧告がありながら、20年間も放置されていた。

2015年、被害者が日弁連に救済を申し立てた後、翌年には国連女性差別撤廃委員会が政府に法的救済勧告をしている。

2017年、日弁連は謝罪補償を求めた意見書を提出したが、政府は「当時は適法だった」として救済に応じなかった。

2018年2月に新聞記事として掲載されたのは、同年の1月「初の国家賠償請求訴訟」を仙台地裁に起こしたことだった。2018年2月から7月の51日間にわたって旧法に関する記事がマスコミで報じられている。

旧法から71年後の2019年4月「強制不妊救済法」が可決、成立し、即日施行されたが、一時金320万円という低額支給内容で、救済法の「おわび」の主体も国ではなく、「我々」と曖昧の記述。2019年5月28日付け「強制不妊 初の司法判断」の見出しでマスコミ報道されている。

以後各地の訴訟裁判判決で「旧法は憲法違反」と認めたが請求訴訟は「棄却」された。「不法行為から20年間を経過すると、損害賠償請求権が消滅する「除斥期間」が適用されたため。

2023年6月、初の国会報告書が出され、「旧法成立時、衆参院の全会一致で可決、成立、国会審議で批判的に議論された形跡なし」の内容などの報告、『強制不妊は「国策」が鮮明』と報じられた。現在、各高裁判決は「除斥期間」適用と「全面的違法」の判決になってきているが、全ての判決で全面的違法判決を待つまでもなく、国がとってきた政策に損害補償と謝罪を望む。

【ベテラン社会福祉士の視点】②

「社会福祉士って何者？」

氏名：西 立夫

所属：十勝地区支部

北海道十勝総合振興局

社会福祉課



なぜ、社会福祉士になったのか？

私の就職した当時は、バブル経済の絶頂期で、就職戦線は超売り手市場。企業からの内定を2つ、3つもらうのは当たり前の就活状況でした。翻って社会福祉の仕事は、まだまだボランティアの延長みたいな性格が強く、給与も安いことから、敬遠されていた時代です。その中で、私が大学入学した年に社会福祉士の資格ができ、自分も専門職として、新しい福祉実践の一翼を担いたいとの思いから、3回ほど受験して、第5回の国家試験に合格し、そのスタート台に立つことができました。

もう一つの大きな動因は、脳性まひの運動機能障がいを持つ当事者としての生い立ちにあるかもしれません。私は、中学1年まで、現在の肢体不自由児の特別支援学校に通っていました。20人弱の同学年の仲間がいましたが、全道から集まっていたこともあり、何らかの身体障がいを抱えながらも、親から離れて寄宿舎で生活している友もいました。現在の彼らは、施設入所から一般就労まで様々ですが、今はどうしているか、頭から離れることはないほどです。

さて、私は、そのキャリアの大部分を町村部担当の生活保護ケースワーカーとして過ごしてきました。その中でも、実践的な課題を2つほど、あげてみます。

一つは、生活上の必需品と言える、自動車の使用問題です。今の時代、一般に、仕事を探すのには大変な苦勞を伴いますが、被保護者からはよく、「車があれば、働き

に行けるのに。」と言われました。現行制度では、処分価値が低い2000cc未満の中古車等、通勤等に使用する場合は保有や借用が条件付きで認めてもよい運用になっています。しかし、通勤や保育所送迎以外の使用は認められず、目的外の使用を防止するためにも、稼働収入の申告時に、使用距離を申告してもらい、家庭訪問時に確認するなど、厳しくチェックすることがありました。

もう一つは、不正受給問題です。報道によると、不正は増加傾向にあると言われていますが、本当でしょうか。中には、例えば、お盆時期に、雇用主から毎月の給与のほか、1万円の特別ボーナスをもらったが、申告を忘れてしまったなどのケースもあり、監査や会計検査院の顔色を窺い、過度の不正認定を行っていないか、問う必要があるものも見受けられるのが実態です。

「生活保護は税金なので、厳格に運用しなさい。」というのが国の姿勢ですが、受給者に聖人君主のように振る舞えというのは、一部の政治家の好き放題な振る舞いを考えると、アンバランスな気がします。

社会福祉士（＝ソーシャルワーカー）は、いうまでもなく、「社会」と関わっていく仕事です。例えば、私の原点と言ってもいい障がい分野についても、私の少年時代の頃とは大きく状況が異なり、グループホームなどの居住形態はなく、多様になった今の姿は想像できませんでした。

このように、社会は少しずつでも変えていくことができ、変化もしていきます。自分に関わっている対象者を通して、社会を見る。そのような視点を忘れずに、これからも、様々な人たちと関わりつつ、「社会福祉士って何者？」と問い続けて行きたいと思います。

それが、社会福祉士という専門職の宿命なので…。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

道央地区支部からのお知らせ（詳細は地区支部のホームページにて）

①9/23（土・祝）9時30分～13時

札幌市社会福祉総合センター「災害支援セミナー」

- ・『災害支援の心構え』 講師：石崎 剛氏
- ・『災害支援におけるニーズ把握・アセスメント』 講師：柏 浩文氏

②10/21（土）9時30分～12時

札幌市社会福祉総合センター「権利擁護セミナー」

『中核機関の機能と役割』

報告者：石狩・江別・札幌市社協職員

③10/21（土）13時～15時

札幌市社会福祉総合センター「司法福祉セミナー」

『受刑者の人権擁護』

講師：芦田和真弁護士

【道北地区支部】

道北地区支部では、さる6月3日に春季セミナーと支部全体会を、久々に集合形式（春季セミナーのみ集合とオンラインの複合形式）により実施し、会場に29名、オンラインで7名の参加者があり、「重層的支援体制整備事業」について研修を行いました。今後も、集合とオンラインの形式を状況に応じて判断し、各種研修を実施していく予定です。

【道南地区支部】

道南地区支部では、6月9日に地区支部全体会・定例学習会を開催しました。

全体会では昨年度の活動報告と今後の活動について会員と意見交換を行い、学習会では木田会員より「権利擁護実践の学び」と題して講義をいただきました。

今年度も定例学習会の他、各種研修会や懇談会等の企画を立て、活動を進めて参ります。

【日胆地区支部】

6月3日に成年後見、権利擁護セミナーを開催いたしました。とまこまい成年後見支援センターの古川義則氏をお招きし、権利擁護支援・意思決定支援について、日々の実践やプロセスを振り返る貴重な機会になりました。権利擁護支援の奥深さを知れば知るほど難しく、沼にハマった感覚に陥ります。今年度もよろしくお願いいたします。

【十勝地区支部】

十勝地区支部では、5月28日に地区支部全体会・学習会を開催。27名の参加があり、全体会では昨年度の活動報告と今年度の活動について意見交換し、学習会では新たに支部長になった山口潤会員から「十勝地区支部オリジナル『社会福祉士会資格活用ガイド』活用法」について説明していただきました。支部も新しい体制となり、今年度も各種研修会などの活動を進めていきます。

【オホーツク地区支部】

5月27日に会員学習会として、藤井支部長、佐々木前支部長より、飾らない実践報告と題して、日ごろの実践を話していただきました。今回は、ハイブリッド形式で実施しましたが、20名を超える方たちに参加いただくことができました。

今年度も、藤井新支部長のもと、様々な研修を企画していきますので、皆様、奮ってご参加ください。

【釧根地区支部】

6月19日に全体会及び社会福祉セミナーをハイブリッド実施しました。

今回は14名が会場に集まり、総勢29名が参加し、久しぶりに賑やかな雰囲気での開催となりました。

セミナーは『生涯学習研修を通じた成長について学ぼう』をテーマに3名の会員に熱い想いを語ってもらい自己研鑽の大切さを学ぶことができました。

【Break time ～三択クイズ～】

Q. ソーシャルワーカーデーはいつでしょう？

①海の日 ②山の日 ③スポーツの日

正解者の中から抽選で3名様に、3千円相当の景品をプレゼントします。
回答及び当選者は次号に掲載します。

【応募方法】

応募フォームまたはメール・FAX・郵送でご応募ください。

応募フォームはこちら⇒<https://forms.gle/8FqrbX5d4b25EKwN9>

＜メール・FAX・郵送の場合＞

件名を「懸賞について」とし、①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを記載しご応募ください。

応募締切：2023年9月29日（金）※消印有効

応募先：北海道社会福祉士会事務局（表紙に記載）



【前号の答え】 ③更生支援

※更生支援計画の目的は、本人の生きづらさを解消し、安心して生活できる環境を整えることで、再犯リスクを低下させることです

【前号の当選者】

近藤 祐二さん（道南支部）、本山 理絵さん（道央支部）、
吉野 整子さん（釧根支部）

以上の3名でした。おめでとうございます！



【事務局からのお知らせ】

本会では現在、入会初年度の年会費を無料とするキャンペーンを行っています。

2023年度中に30歳を超えない方（1993年4月1日以降生まれ）が対象です。

まだ入会されていない社会福祉士さんが周りにいらっしゃいましたら、ぜひお声かけください。

なお、このキャンペーンは2024年度まで実施予定です。

